

隊友会団体生命保険

(傷害特約付団体定期保険)

ご自身のニーズ（ご意向）確認のお願い

お申込みにあたっては、保障内容、保険料、保険金額および保険期間等がご自身のニーズ（ご意向）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。

たよりになるのは、あなたです。

愛されて頼りにされて…幸せですね。そんな時、あなたにもしも!!
本当は考えたくないですね。でも、考えてみれば「保険です」…

— 隊友会団体生命保険 —

皆様のご加入を
お待ちしております



公益社団法人 隊友会

ご意向(ニーズ)確認のお願い

団体定期保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するために、団体を契約者として運営する団体保険商品です。

ご加入にあたっては、ご契約に際しての特に重要なお知らせ「契約概要」、ご契約に際しての特に重要なお知らせ「注意喚起情報」、「個人情報の取り扱いについて」および申込書(兼告知書)表紙の「団体定期保険のお申し込みについて」の内容とあわせて、この保険の目的がご自身の加入目的(ご意向)に合致しているか必ずご確認ください。

特に重要なお知らせ (契約概要)

この『契約概要』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

『契約概要』に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項などは、概要や代表事例を示しています。

隊友会団体生命保険 (傷害特約付団体定期保険)

公益社団法人隊友会を契約者とし、「隊友会」の正会員とその配偶者を被保険者とする団体定期保険です。保険契約の詳しい内容の記載された「約款」は契約者(団体)にお渡ししております。

〈隊友会団体生命保険の保障内容〉

隊友会員

保障限度額満額 ご加入例 ▶ 2,200万円ご加入の場合

隊友会員ご本人(男性)保険料例

55歳ご加入 年 93,260円(1日あたり約256円)

60歳ご加入 年 132,200円(1日あたり約363円)

※保険料は年齢・性別によって異なりますので、右頁下段の保険料表にてご確認ください。

災害死亡
(高度障害)

3,200万円

死亡保険金+災害保険金

(高度障害保険金+障害給付金(傷害特約保険金の10割))

病气死亡
(高度障害)

2,200万円

死亡保険金(高度障害保険金)

障害給付金(不慮の事故の場合)

(障害の等級に応じて
傷害特約保険金の1~10割)

第6級 **100**万円

第1級 **1,000**万円

配当金
(1年ごとの収支
計算により剰余
金が生じた場合)

配偶者

保障限度額満額 ご加入例 ▶ 800万円ご加入の場合

配偶者(女性)保険料例

50歳ご加入 年 20,080円(1日あたり約55円)

55歳ご加入 年 25,920円(1日あたり約71円)

※保険料は年齢・性別によって異なりますので、右頁下段の保険料表にてご確認ください。

災害死亡
(高度障害)

1,600万円

死亡保険金+災害保険金

(高度障害保険金+障害給付金(傷害特約保険金の10割))

病气死亡
(高度障害)

800万円

死亡保険金(高度障害保険金)

障害給付金(不慮の事故の場合)

(障害の等級に応じて
傷害特約保険金の1~10割)

第6級 **80**万円

第1級 **800**万円

配当金
(1年ごとの収支
計算により剰余
金が生じた場合)

ご加入に際して

ご加入の資格

隊友会の正会員およびその配偶者（正会員でない方）で年齢14歳6カ月超、65歳6カ月以下の現在健康な方。

ただし、年齢65歳6カ月までに既にご加入されている方は、更新日（12月1日）時点で年齢75歳6カ月まで更新継続できます。保障期間は更新日（12月1日）から1年間となります。

※過去1年以内に病気・ケガ等で2週間以上入院または医師による投薬・治療を受けたことのある方は、加入（増額）申込時に必ず告知ください（告知内容によっては今回は加入・増額できないことがあります）。

※配偶者のみのご加入はできません。

※正会員の方がこの保険から脱退したときは、配偶者の方も同時に脱退となります。

※配偶者が加入している場合に、正会員の方が死亡または高度障害により、被保険者としての資格を失ったときは、その保険期間内に限り配偶者の保障は継続します。

ご加入の範囲

以下の範囲内で、加入保険金額は100万円単位で取扱います。

ただし、既にご加入の方が増額される場合は、増額後の保険金が100万円単位となるように10万円単位で取扱います。

	加入保険金額の範囲 ※（ ）内は更新継続		
	65歳まで	(66歳～70歳)	(71歳～75歳)
隊友会員	200万円 ～ 2,200万円	200万円 ～ 既加入保険金額 の範囲で継続	200万円 ～ 既加入保険金額 または600万円 の低い方の金額 の範囲で継続
配偶者	200万円 ～ 800万円 ただし、隊友会員を超えない 範囲の選択となります。	既加入保険金額 の範囲で継続	既加入保険金額 または600万円 の低い方の金額 の範囲で継続

災害保険金額は、加入保険金額と同額（但し、1,000万円限度）となります。

保険期間

1年です（12月1日から11月30日まで）。

※中途加入（増額）の方は、加入日よりその直後の11月30日までです。

※期中での脱退・減額のお取扱いはできません。（更新時のみ、お取扱いたします。）

責任開始日

保険料を振替する月の1日から責任が開始されます。

配当金

1年毎に収支計算を行い剰余金が生じた場合には配当金をお支払いします。配当金額は年度により増減し、0となる場合もあります。なお、ご継続中の方の配当金につきましては、翌年の更新時にお払込みいただく保険料と相殺されます。

保険料表

保険料は年払です。（中途加入の場合は加入月によって保険料が異なります。詳細は中途加入時の加入月別保険料表を参照ください。）

●71歳更新時以降は各年齢別の料率（単位：円）

被保険者の年齢		15～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～60	61～65	66～70	71	72	73	74	75
性別	保険金100万 あたりの 年払保険料	1,730	2,040	2,540	3,360	4,610	6,380	9,430	13,680	17,700	19,520	21,630	24,070	26,960
	保険金額が 1,000万 までの部分	1,060	1,360	1,860	2,690	3,930	5,700	8,750	13,000	—	—	—	—	—
女性	保険金100万 あたりの 年払保険料	1,160	1,640	1,910	2,510	3,240	3,980	5,130	6,760	8,820	9,780	10,900	12,130	13,470
	保険金額が 1,000万 までの部分	660	1,140	1,410	2,010	2,740	3,480	4,630	6,260	—	—	—	—	—

※年齢は、12月1日現在の満年齢を計算し、1年未満の端数月は6ヵ月以下は切捨て、6ヵ月を超える場合は1歳増となります。

（中途加入時の年齢は、直前の12月1日で計算します。）

※記載の保険料は、ご加入者の総保険金額が500億円以上1,000億円未満の場合に適用される保険料です。

なお、保険料については、毎年の更新時に加入状況等に基づき決定されますので、記載の保険料と相違（変動）する場合があります。

保障内容

<災害給付>

災害による死亡（高度障害）または感染症による死亡の場合

保険期間中の不慮の事故により、事故の日から180日以内に死亡（高度障害）のとき、または感染症により死亡したときは死亡保険金（高度障害保険金）及び災害保険金（傷害特約保険金の10割）をお支払いします。

※感染症 災害保険金の対象となる感染症とは、別表2に定める感染症を直接の原因として死亡したときをいいます。

<死亡給付>

病気による死亡（高度障害）の場合

保険期間中に死亡（高度障害）のとき、死亡保険金（高度障害保険金）をお支払いします。

※高度障害とは、加入日以後の傷害または病気によって保険期間中に別表1に定める障害給付割合表の第1級の身体障害の状態になった場合をいいます。

<障害給付>

傷害の場合

保険期間中の不慮の事故により事故の日から180日以内に別表1に定める障害給付割合表のいずれかに該当した場合に障害給付金をお支払いします。

●保険金（給付金）等の支払事由に該当し保険金（給付金）等が支払われた後、保障が消滅する場合

■お支払事由に該当し保険金等が支払われた場合には、その保障は消滅します。

■高度障害保険金支払われた場合には、死亡保険金を重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後高度障害保険金の請求を受けても、これをお支払いしません。

■同一被保険者についての障害給付金の支払割合は、同一の不慮の事故または同一の保険期間において、通算10割をもって限度とします。

自動更新について

ご契約の更新にあたっては「口座自動振替のお知らせ」（はがき）を送付いたします。毎年12月27日（当日が金融機関休業日の場合は翌営業日）にご指定の金融機関口座から更新保険料が振替され、自動的に更新・継続されます。

保険金受取人

●ご本人・配偶者の死亡保険金受取人は、ご指定いただいた方となります。

●高度障害保険金・障害給付金の受取人は、被保険者本人となります。

●遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

税法上の特典

●所得税／払込保険料は生命保険料控除の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。

●相続税／死亡保険金は、法定相続人お1人につき500万円まで非課税となります。（受取人が法定相続人の場合）

※上記税法上の取扱は、2024年8月1日現在の税制に基づいて記載していますので、今後の法改正等で取扱いが変更される場合があります。

中途加入時の加入月別保険料表 (ご加入の保険年度末(11月30日)までの保険期間に対応する保険料です。)

保険金額100万円につき(単位:円)

(※現在ご加入の保険金額が10万単位の方は、増額の際、増額後の保険金額が100万単位となるように10万単位での調整が必要となりますので下記保険料の1/10の割合で計算してください。)

条 件		加入月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
男性	15歳～35歳	1,000万までの部分	1,730	1,590	1,450	1,300	1,160	1,010	870	720	580	430	290	140
		1,000万超～2,200万までの部分	1,060	970	880	790	710	620	530	440	350	260	180	90
	36歳～40歳	1,000万までの部分	2,040	1,870	1,700	1,530	1,360	1,190	1,020	850	680	510	340	170
		1,000万超～2,200万までの部分	1,360	1,250	1,130	1,020	910	790	680	570	450	340	230	110
	41歳～45歳	1,000万までの部分	2,540	2,330	2,110	1,900	1,690	1,480	1,270	1,060	850	630	420	210
		1,000万超～2,200万までの部分	1,860	1,710	1,550	1,400	1,240	1,090	930	780	620	470	310	160
	46歳～50歳	1,000万までの部分	3,360	3,080	2,800	2,520	2,240	1,960	1,680	1,400	1,120	840	560	280
		1,000万超～2,200万までの部分	2,690	2,460	2,240	2,020	1,790	1,570	1,340	1,120	900	670	450	220
	51歳～55歳	1,000万までの部分	4,610	4,230	3,840	3,460	3,070	2,690	2,300	1,920	1,540	1,150	770	380
		1,000万超～2,200万までの部分	3,930	3,610	3,280	2,950	2,620	2,300	1,970	1,640	1,310	980	660	330
	56歳～60歳	1,000万までの部分	6,380	5,850	5,320	4,780	4,250	3,720	3,190	2,660	2,130	1,590	1,060	530
		1,000万超～2,200万までの部分	5,700	5,230	4,750	4,280	3,800	3,330	2,850	2,380	1,900	1,430	950	480
	61歳～65歳	1,000万までの部分	9,430	8,640	7,860	7,070	6,290	5,500	4,710	3,930	3,140	2,360	1,570	790
		1,000万超～2,200万までの部分	8,750	8,020	7,290	6,560	5,840	5,110	4,380	3,650	2,920	2,190	1,460	730
女性	15歳～35歳	1,000万までの部分	1,160	1,070	970	870	780	680	580	490	390	290	190	100
		1,000万超～2,200万までの部分	660	610	550	500	440	390	330	280	220	170	110	60
	36歳～40歳	1,000万までの部分	1,640	1,500	1,370	1,230	1,090	960	820	680	550	410	270	140
		1,000万超～2,200万までの部分	1,140	1,050	950	860	760	670	570	480	380	290	190	100
	41歳～45歳	1,000万までの部分	1,910	1,750	1,590	1,430	1,270	1,110	950	800	640	480	320	160
		1,000万超～2,200万までの部分	1,410	1,290	1,170	1,060	940	820	700	590	470	350	230	120
	46歳～50歳	1,000万までの部分	2,510	2,300	2,100	1,890	1,680	1,470	1,260	1,050	840	630	420	210
		1,000万超～2,200万までの部分	2,010	1,850	1,680	1,510	1,340	1,170	1,010	840	670	500	340	170
	51歳～55歳	1,000万までの部分	3,240	2,970	2,700	2,430	2,160	1,890	1,620	1,350	1,080	810	540	270
		1,000万超～2,200万までの部分	2,740	2,510	2,280	2,050	1,820	1,600	1,370	1,140	910	680	460	230
	56歳～60歳	1,000万までの部分	3,980	3,650	3,320	2,990	2,650	2,320	1,990	1,660	1,330	1,000	660	330
		1,000万超～2,200万までの部分	3,480	3,190	2,900	2,610	2,320	2,030	1,740	1,450	1,160	870	580	290
	61歳～65歳	1,000万までの部分	5,130	4,710	4,280	3,850	3,420	2,990	2,570	2,140	1,710	1,280	860	430
		1,000万超～2,200万までの部分	4,630	4,250	3,860	3,470	3,090	2,700	2,320	1,930	1,540	1,160	770	390

特に重要なお知らせ (注意喚起情報)

この「注意喚起情報」は、ご加入(増額)のお申込みに際して特にご注意ください。大事な事項を記載しております。ご加入(増額)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

告知に関する重要事項

以下の事項は、告知を行う際の重要事項ですので、告知を行う前に必ずご確認ください。

【告知の重要性について】

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。(告知義務) 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。ご加入(増額)のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態等について「被保険者についての告知事項」欄をご確認いただき、事実をありのままに、正確にお知らせ(告知)ください。

また同時に加入される配偶者さまがいる場合には、告知に関する重要事項につきまして内容を周知いただきますようお願いいたします。

【告知受領権について】

生命保険会社の社員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。必ず指定された書面(「申込書」等)にて告知してください。

【傷病歴等がある方でも引受可能なケースがあることについて】

当社では、ご契約者間の公平性を保つため、加入(増額)申込者のお体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、ありのままを正確にもれなく告知してください。(なお、その内容によってはお引受けできないこともあります。)

【正しく告知されない場合のデメリットについて】

告知いただくことがらは、「申込書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金が支払われない場合があります。

また、すでに払い込まれた保険料については、返金されない場合があります。

※なお、上記の場合以外にも、ご加入(増額)時の状況等により、保険金が支払われない場合があります。

例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。

(告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。また、取消しとなった場合にはすでに払い込まれた保険料については返金されません。)

ご契約にあたっての重要事項

【ご契約お申込の撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ制度）について】

この隊友会団体生命保険は、公益社団法人隊友会を契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入（増額）のお申し込みにはクーリング・オフの適用がございません。

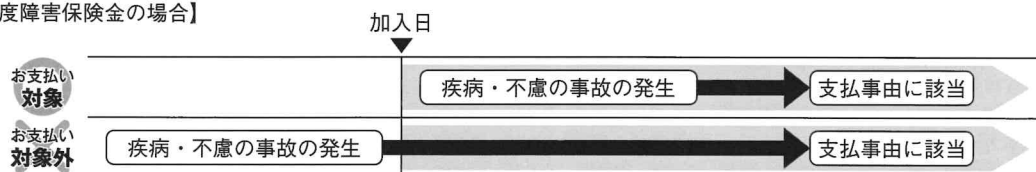
【ご契約の責任開始日について】

ご提出された加入申込書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、保険料を振替する月の1日から責任が開始されます。

【次のような場合などには保険金・給付金等をお支払いできないことがあります】

- 免責事由により保険金または高度障害保険金をお支払いできない場合
 - (イ) 加入後（増額後）1年以内で自殺したとき。
※増額の際は増額部分についてお支払いできません。
 - (ロ) 保険契約者または受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。
 - (ハ) 保険契約者、被保険者または受取人の故意により、高度障害状態になったとき。
- (二) 戦争その他の変乱による死亡・高度障害のとき。ただし、その発生数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少なくと当会社が認めた場合は、その程度に応じて全額か、または削減して支払います。
- 免責事由により災害保険金・障害給付金をお支払いできない場合
 - (イ) 保険契約者、被保険者または受取人の故意または重大な過失によるとき。
 - (ロ) 被保険者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故または被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間、あるいは法令に定める酒気帯び運転または、これに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
 - (ハ) 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱によるとき。ただしこの場合には、先の保険金・高度障害保険金の免責条項（二）のただし書を準用します。
- 高度障害保険金や災害保険金・障害給付金について、加入日前に発生した疾病や不慮の事故を原因とする場合には、お支払いの対象となりません。

【例：高度障害保険金の場合】



- 告知義務違反による解除により保険金または給付金をお支払できない場合
 - (イ) 加入（増額）申込の際、告知いただくことがらにつき、契約者または被保険者が故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたとき。
 - (ロ) ご契約者または被保険者さまから告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約の全部またはその被保険者の部分が告知義務違反により解除された場合。
- 詐欺取消し・不法取得目的による無効
契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、契約の全部またはその被保険者の部分が取消しとされた場合、または、契約者または被保険者に保険金・給付金等の不法取得目的があって、契約の全部またはその被保険者の部分が無効である場合。
- 重大事由による解除
・ご契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部または一部が解除された場合

【未経過保険料の返還について】

次の場合には、保険料の未経過分（1カ月未満の端数は切り捨てます。）を公益社団法人隊友会（以下保険契約者という。）または保険契約者の指定する者に支払います。

- ・当会社と保険契約者で締結した「隊友会団体生命保険契約」を保険契約者が解約し、当保険制度が終了した場合。
- ・「加入（増額）から1年以内の被保険者の自殺」、「保険契約者または死亡保険金受取人の故意」、または「戦争その他の変乱」により、死亡保険金が支払われなかった場合。
- ・この「隊友会団体生命保険契約」の全部または一部を当会社が解除した場合。
- ・所定の規定により個人保険への加入を行った場合。

【脱退について】

- ・加入資格を失われた場合には、次回更新日（12月1日）をもって脱退となり、保障が終了します。
- ・任意の中途脱退のお申出の場合も次回更新日（12月1日）をもって脱退となり、保障が終了します。
- ・会員本人が脱退された場合は配偶者も同時に脱退となります。
- ・会員が保険期間の途中で死亡・高度障害となった場合は配偶者は次回更新日（12月1日）をもって脱退となり、保障が終了します。
- ・この保険には脱退による返戻金、75歳での更新が満了した際の返戻金はありません。

【相談窓口について】

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては下記お問合せ窓口までご連絡ください。
- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・インターネット・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。
また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>）
なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- 当社お問合せ窓口：ジブラルタ生命保険株式会社（引受保険会社） 本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10
コールセンター：TEL 0120-981-088
- ホームページ：<https://www.gib-life.co.jp/>

障害給付割合表（別表1）

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	傷害特約保険金の10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの	1.5割

等級	身体障害	給付割合
第5級	32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

対象となる感染症（別表2）

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの（注）とし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとする。

感染症名（分類項目）	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウィルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウィルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 （ただし、病原体がコロナウィルス属SARS コロナウィルスであるものに限る。）	U04

（注）新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウィルス属のコロナウィルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「対象となる感染症」に含める。なお、次のいずれにも該当しない期間中に支払事由が生じた場合は、「対象となる感染症」に含めない。
（1）一類感染症、二類感染症または三類感染症
（2）新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症
（3）指定感染症

- 当制度は公益社団法人隊友会が下記生命保険会社と締結した傷害特約付団体定期保険契約に基づき運営します。
- 引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、給付金額、年金額が削減されることがあります。
- 当社は生命保険契約者保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、給付金額、年金額が削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構まで、お問い合わせください。
（お問合せ先）生命保険契約者保護機構 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
TEL：03-3286-2820 ホームページアドレス：https://www.seihohogo.jp/
- 商品内容等ご不明な点は、当社社員にお問い合わせください。

＜個人情報の取り扱いについて 一保険契約者および生命保険会社からのお知らせ＞

この契約は、公益社団法人隊友会（以下「隊友会」という。）を保険契約者とする団体定期保険です。当該保険制度の運営にあたり、隊友会は加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）〔以下個人情報〕を取り扱い、隊友会が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。また、隊友会は、当該保険制度の運営において入手する個人情報を、事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を、①各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払、②関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供・ご契約の維持管理、③生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、④その他保険に関連・付随する業務のため利用（注）し、また、隊友会、他の引受生命保険会社および再保険会社（上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報変更等が発生した際にも、引き続き隊友会および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。また、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

死亡保険金受取人の個人情報の取り扱いについて
指定された死亡保険金受取人（以下、受取人）の個人情報については、加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取り扱いされますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取り扱いについての同意を取得して下さい。

●お取り扱い（担当者）

【引受保険会社】

この保険契約は、ジブラルタ生命保険株式会社を事務幹事とする生命保険契約です。引受保険会社は、各被保険者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を、連帯することなく負います。なお、引受保険会社および引受割合が変更されることがあります。
【引受保険会社（引受割合）】（記載の内容は2024年8月1日現在）
ジブラルタ生命保険株式会社（事務幹事・90%）
日本生命保険相互会社（2.5%）・明治安田生命保険相互会社（2.5%）
第一生命保険株式会社（2.5%）・住友生命保険相互会社（2.5%）